

第 2 2 期第 3 8 回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 7 年 2 月 2 8 日（金） 公聴会終了後

2 場 所 福岡県水産会館 5 階 大研修室

3 議 題

- (1) 筑前海区漁場計画の変更について（答申） 資料 1
- (2) 福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問） 資料 2
- (3) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
資料 3
- (4) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更の取扱について（諮問）
資料 4
- (5) 宗像地区におけるまき網漁業の 4 月操業について（協議） 資料 5
- (6) 関門海峡におけるマダコの新採捕制限に係る委員会指示について（協議）
資料 6
- (7) 漁業法第 9 0 条第 2 項に基づく資源管理の状況等の報告について（報告）
資料 7
- (8) 筑肥連合海区漁業調整委員会について（報告） 資料 8
- (9) その他

資 料 1

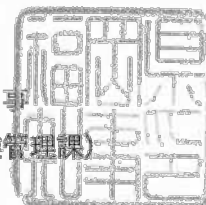
(22-38 筑前漁調委)
(令和7年2月28日)

6漁管第1575号

令和7年1月21日

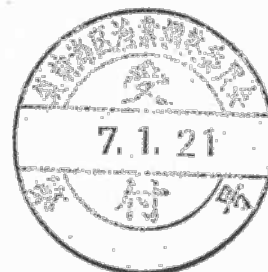
筑前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県知事
(農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における海区漁場計画について（諮問）

このことについて、別添のとおり漁業法（昭和24年法律第267号）第62条に基づく海区漁場計画を定めたいので、同法第64条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



筑前海区漁場計画変更に係る基本方針について

令和7年1月21日
漁業管理課

【現行漁場計画】

- ・筑前海区には筑共第1～21号（第1種、第2種）、筑共第101～110号（第3種）、区画漁業権（団体56、個別2件）及び定置漁業権2件を設定。
- ・沿岸漁場保全は設定なし
- ・共同漁業権の免許期間は令和5年9月1日から令和15年8月31日。
区画及び定置漁業権の免許期間は令和5年9月1日から令和10年8月31日。

【変更計画のポイント】

- ・各地区での試験養殖について一定の成果があり、事業化が見込めるものは海区漁場計画を変更のうえ、新規の区画漁業権として設定。
- ・共同漁業権、定置漁業権及び沿岸漁場保全は変更なし。

【漁場計画素案概要】

○ 区画漁業権（別紙一覧表参照）

- ・試験養殖により事業化・事業拡大が見込める以下の各地先の養殖を新規漁業権として設定。

漁協（支所）	漁業種類	個別・団体の別	試験養殖開始年度
糸島（芥屋）	わかめ	団体	R4
糸島（岐志）	かき	団体	R4
福岡市（唐泊）	かき	個別	R5
糸島（岐志）	あかもく	団体	R3
糸島（岐志）	あかもく	団体	R3
糸島（芥屋）	あかもく	団体	R3
糸島（芥屋）	あかもく	団体	R3
糸島（野北）	あかもく	団体	R5
福岡市（西浦）	あかもく	団体	R4
糸島（船越）	うに	団体	R5
糸島（岐志）	うに	団体	R4
糸島（芥屋）	うに	団体	R5

【今後のスケジュール（見込）】

R7. 1 月	漁場計画変更案 漁調委諮問
R7. 2 月	公聴会、答申
R7. 5 月	漁場計画変更公示
R7. 6 月	漁協総会
R7. 7 月	免許申請
R7. 8 月	免許諮問・答申
R7. 9 月 1 日	免許

筑前海区漁場変更計画(案)

令和7年1月

福岡県農林水産部水産局漁業管理課

- 1 漁業権に関する事項
 - (1) 共同漁業権
 - ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項
変更なし
 - (2) 区画漁業権
 - 別紙1のとおり
 - (3) 定置漁業権
 - ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項
変更なし
- 2 保全沿岸漁場に関する事項
 - 変更なし

ア 公示番号及び免許の内容となるべき事項

方位は真方位を示す。

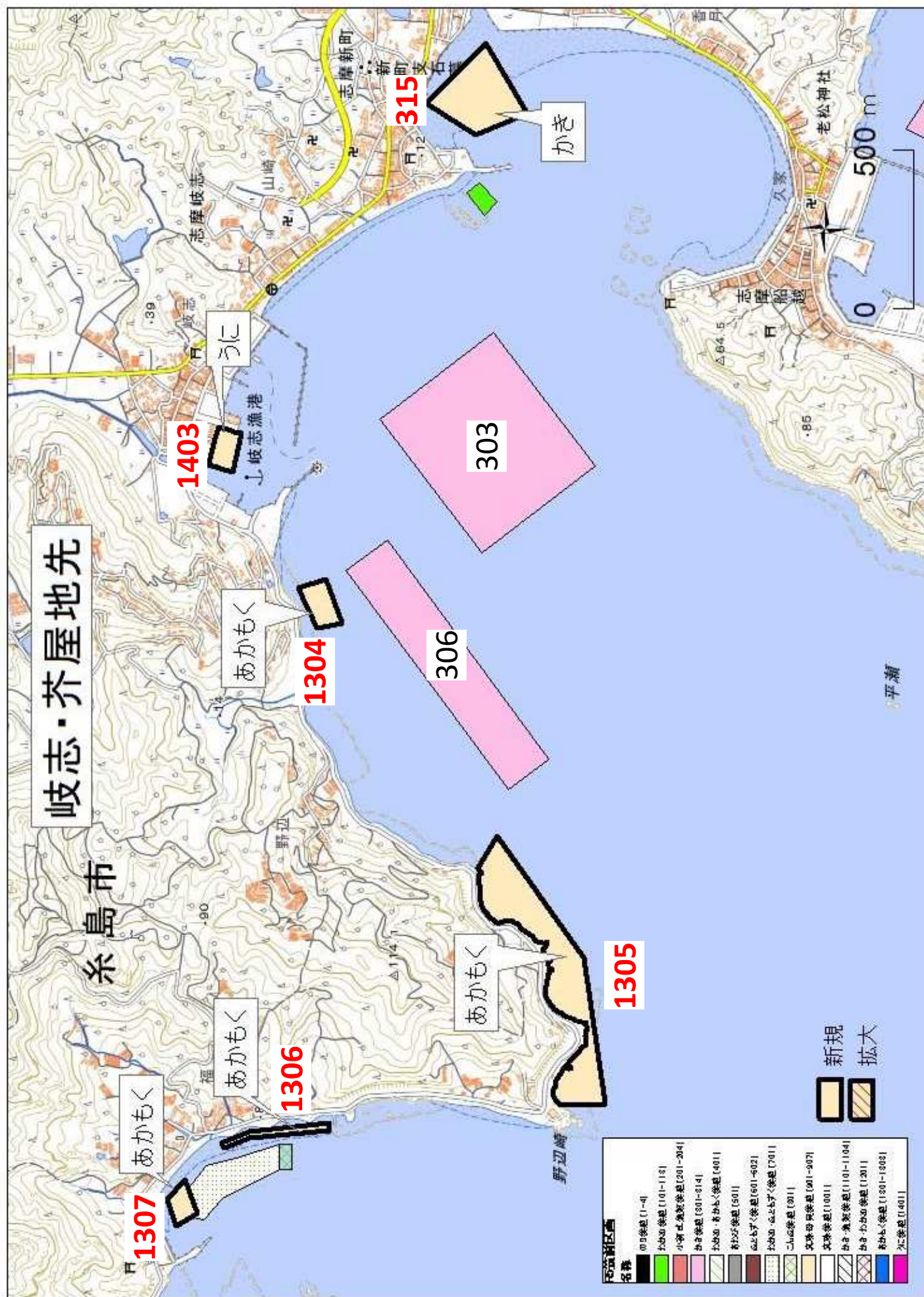
公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区	個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件			
筑区第114号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	糸島市志摩芥屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第91号 芥屋漁港北側防波堤突端に設置した標識 (イ) 基点第91号から真方位104度33分 181メートルの点 (ロ) 基点第91号から真方位132度21分 223メートルの点 (ハ) 基点第91号から真方位159度16分 131メートルの点 (ニ) 基点第91号から真方位126度48分 67メートルの点	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。	糸島市志摩芥屋、神在、前原中央、井田原、福岡市南区井尻	団体漁業権	新規漁業権
筑区第315号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	糸島市志摩岐志地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第57号 岐志港西防波堤灯台 (イ) 基点第57号から真方位106度14分 1,194メートルの点 (ロ) 基点第57号から真方位111度17分 1,440メートルの点 (ハ) 基点第57号から真方位120度16分 1,298メートルの点 (ニ) 基点第57号から真方位115度12分 1,162メートルの点	なし	糸島市志摩新町、岐志、御床、久冢、井原、桜井、野北、芥屋、荻浦、前原西、波多江駅北、神在、大門、福岡市城南区堤団地、西区今宿西	団体漁業権	新規漁業権
筑区第316号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	福岡市西区大字宮浦地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第60号 唐泊漁港唐泊防波堤灯台 (イ) 基点第60号から真方位223度57分 585メートルの点 (ロ) 基点第60号から真方位233度25分 659メートルの点 (ハ) 基点第60号から真方位230度26分 725メートルの点 (ニ) 基点第60号から真方位223度29分 843メートルの点 (ホ) 基点第60号から真方位202度05分 1,018メートルの点 (ヘ) 基点第60号から真方位183度15分 1,088メートルの点 (ト) 基点第60号から真方位172度23分 1,187メートルの点 (チ) 基点第60号から真方位177度56分 941メートルの点	なし	福岡市西区大字宮浦、生の松原	個別漁業権	新規漁業権
筑区	第1	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市志摩岐志地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域	漁期終了までに当該養殖施設を撤去しない	糸島市志摩新町、岐志、御床、	団体	新規

第1304号	種区画漁業				基点第57号 岐志港西防波堤灯台 (イ) 基点第57号から真方位269度25分 503メートルの点 (ロ) 基点第57号から真方位278度09分 379メートルの点 (ハ) 基点第57号から真方位264度45分 348メートルの点 (ニ) 基点第57号から真方位259度46分 493メートルの点	久家、井原、桜井、野北、芥屋、荻浦、前原西、波多江駅北、神在、大門、福岡市城南区堤団地、西区今宿西	漁業権	漁業権
筑区第1305号	第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市志摩岐志地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)を順次に結んだ直線並びに(イ)及び(ホ)の間の海岸線によって囲まれた区域 基点第57号 岐志港西防波堤灯台 基点第58号 筑前ノ一瀬灯台 (イ) 基点第57号から真方位247度21分 1,356メートルの点 (ロ) 基点第57号から真方位243度19分 1,289メートルの点 (ハ) 基点第57号から真方位240度46分 1,757メートルの点 (ニ) 基点第58号から真方位121度37分 1,120メートルの点 (ホ) 基点第58号から真方位115度18分 1,049メートルの点	糸島市志摩新町、岐志、御床、久家、井原、桜井、野北、芥屋、荻浦、前原西、波多江駅北、神在、大門、福岡市城南区堤団地、西区今宿西	新規漁業権	団体漁業権
筑区第1306号	第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市志摩芥屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第58号 筑前ノ一瀬灯台 (イ) 基点第58号から真方位52度39分 1,030メートルの点 (ロ) 基点第58号から真方位57度54分 1,012メートルの点 (ハ) 基点第58号から真方位72度22分 930メートルの点 (ニ) 基点第58号から真方位71度45分 906メートルの点 (ホ) 基点第58号から真方位57度15分 993メートルの点 (ヘ) 基点第58号から真方位52度29分 1,010メートルの点	糸島市志摩芥屋、神在、前原中央、井田原、福岡市南区井尻	新規漁業権	団体漁業権
筑区第1307号	第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市志摩芥屋地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第58号 筑前ノ一瀬灯台 (イ) 基点第58号から真方位38度52分 1,021メートルの点 (ロ) 基点第58号から真方位43度32分 1,020メートルの点 (ハ) 基点第58号から真方位40度28分 918メートルの点 (ニ) 基点第58号から真方位36度04分 947メートルの点	糸島市志摩芥屋、神在、前原中央、井田原、福岡市南区井尻	新規漁業権	団体漁業権
筑区第1308号	第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	糸島市志摩野北地先	次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第59号 野北港西防波堤灯台 (イ) 基点第59号から真方位310度39分 393メートルの点 (ロ) 基点第59号から真方位310度45分 375メートルの点 (ハ) 基点第59号から真方位301度27分 387メートルの点 (ニ) 基点第59号から真方位301度39分 406メートルの点	糸島市志摩野北、浦志	新規漁業権	団体漁業権

工
才

申請期間 令和7年6月16日から令和7年7月16日まで

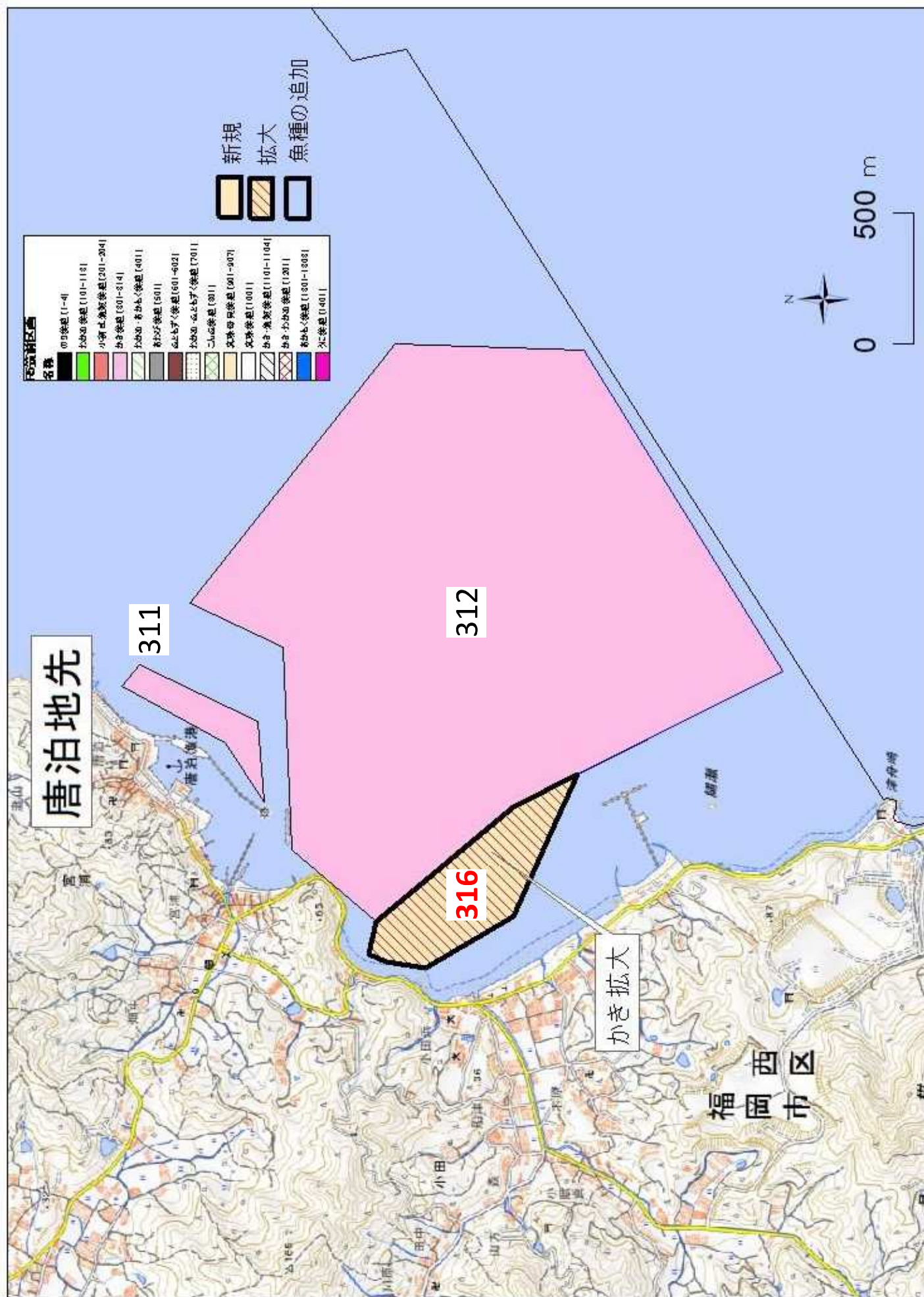
築区第1号から第4号、築区第101号から113号、築区第201号から204号、築区301号から314号、築区第401号、築区第501号、築区第601号から第602号、
築区第701号、築区第801号、築区第901号から907号、築区第1001号、築区第1101号から築区第1104号、築区第1201号、築区第1301号から第1303号、
及び築区第1401号まで変更なし











資 料 2

(22-38 筑前漁調委)
(令和7年2月28日)

6水第2100号

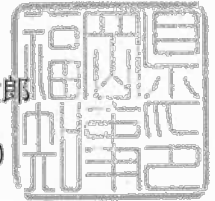
令和7年2月25日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第4項の規定に基づき、福岡県資源管理方針を案のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。



福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

○「ぶり」の別紙 1 への追加

- ・本県は令和 2 年 12 月 1 日、漁業法第 14 条第 1 項の規定に基づき、本県の資源管理を行うための方針を示した「福岡県資源管理方針」を策定した。
- ・国が定める特定水産資源（TAC 魚種）のうち、本県で漁獲のある魚種については、別紙 1-1 から 1-10 までに、その具体的な管理方針を定めている。
- ・今般、特定水産資源である「ぶり」の漁業法に基づいた資源管理が、令和 7 年 4 月 1 日より始まるため、国が定める資源管理基本方針が改定される。（令和 7 年 3 月上旬改定予定）
- ・これを受け、「ぶり」についても、福岡県資源管理方針の別紙 1-11 にその具体的な管理方針を定めることとしたい。

○漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- ・別紙 1 第 3 では各資源の漁獲可能量の県内配分基準について規定している。
- ・「かたくちいわし瀬戸内海系群」以外の各魚種について、「漁業法第 16 条第 2 項※に基づく関係海区漁業調整委員会は、筑前海区漁業調整委員会とする。」旨の文を追加したい。
- ・また、豊前海区及び有明海区については、知事管理漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される委員会で報告することとしたい。

※漁業法第 16 条第 2 項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（補足）

- ・現状管理されている魚種は知事管理区分が一つで、国から定められた漁獲可能量の全量を配分するため、県内配分について裁量の余地がほとんどない。
- ・当該魚種の漁獲量のうち、豊前及び有明海区の割合は非常に少なく、豊前および有明海区の通常通りの操業に影響はない。
- ・知事管理区分を分ける必要が発生した際は、方針改正について全海区の漁業調整委員会に諮問する。

○別紙 1-3 くろまぐろ（小型魚）および 1-4 くろまぐろ（大型魚）の変更点

- ・知事管理漁獲可能量の変更について、事後報告を可能とする旨を追記する。
- ・くろまぐろ 0 歳魚の漁獲を増加させない取組について追記する。

改正案	現行方針
福岡県資源管理方針 第1～第7 (略) 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－11 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源(法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。)についての具体的な資源管理方針は「別紙2－1 ひらめ日本海中部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の方向性は「別紙3－1 ぶり」から「別紙3－11 がざみ福岡県海域(有明海)」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙1－1) 第1 特定水産資源 まあじ 第2 (略) 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県まあじ知事管理区分に配分する。 漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。 漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。 第4 (略)	福岡県資源管理方針 第1～第7 (略) 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－10 まだい日本海西部・東シナ海系群」までに、特定水産資源以外の水産資源(法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。)についての具体的な資源管理方針は「別紙2－1 ひらめ日本海中部・東シナ海系群」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の方向性は「別紙3－1 ぶり」から「別紙3－11 がざみ福岡県海域(有明海)」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙1－1) 第1 特定水産資源 まあじ 第2 (略) 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県まあじ知事管理区分に配分する。 第4 (略)

(別紙 1－2) 第 1 特定水産資源 まいわし対馬暖流系群 第 2 (略) 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県まいわし知事管理区分に配分する。	(別紙 1－2) 第 1 特定水産資源 まいわし対馬暖流系群 第 2 (略) 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県まいわし知事管理区分に配分する。
第 4 (略) (別紙 1－3) 第 1 特定水産資源 くろまぐろ (小型魚) 第 2 (略) 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 本県において漁獲されるくろまぐろはわずかなことから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めれないこととし、全量を福岡県の種類別、海域別又は期間別の数量は定めれないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分に配分する。	第 4 (略) (別紙 1－3) 第 1 特定水産資源 くろまぐろ (小型魚) 第 2 (略) 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 本県において漁獲されるくろまぐろはわずかなことから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めれないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分に配分する。 <u>漁業法第 16 条第 2 項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。</u> <u>漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。</u> 第 4 (略) (別紙 1－3) 第 1 特定水産資源 くろまぐろ (小型魚) 第 2 (略) 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 本県において漁獲されるくろまぐろはわずかなことから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めれないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分に配分する。 <u>漁業法第 16 条第 2 項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。</u> <u>配分の変更については、あらかじめ筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分した場合は、変更後に開催される筑前海区漁業調整委員会に報告するものとする。</u> <u>福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会については、漁</u>

獲可能量を設定または変更したときは、設定または変更後に開催される各海区漁業調整委員会に報告するものとする。	
第4 その他資源管理に関する重要事項 知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。 <u>0歳魚（2キログラム未満）の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないため、県は漁業者が行う取組に対する指導を行うこととする。</u>	第4 その他資源管理に関する重要事項 知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する
(別紙1－4) 第1 特定水産資源 くろまぐろ（大型魚） 第2 (略) 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 本県において漁獲されるくろまぐろはわずかなことから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定められないこととし、全量を福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分に配分する。 <u>漁業法第16条第2項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第1項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。</u> <u>配分の変更については、あらかじめ筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により配分した場合は、変更後に開催される筑前海区漁業調整委員会に報告するものとする。</u> <u>福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会については、漁獲可能量を設定または変更したときは、設定または変更後に開催される各海区漁業調整委員会に報告するものとする。</u>	(別紙1－4) 第1 特定水産資源 くろまぐろ（大型魚） 第2 (略) 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 本県において漁獲されるくろまぐろはわずかなことから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定められないこととし、全量を福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分に配分する。

第4 (略) (別紙1－5) 第1 特定水産資源 するめいか 第2 (略) 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分する。	第4 (略) (別紙1－5) 第1 特定水産資源 するめいか 第2 (略) 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分する。
第4 (略) (別紙1－6) 第1 特定水産資源 まさば対馬暖流系群及びびごまさば東シナ海系群 第2 (略) 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県まさば及びびごまさば知事管理区分に配分する。	第4 (略) (別紙1－6) 第1 特定水産資源 まさば対馬暖流系群及びびごまさば東シナ海系群 第2 (略) 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県まさば及びびごまさば知事管理区分に配分する。

(別紙 1－7) 第 1 特定水産資源 かたくちいわし対馬暖流系群 (体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。) 第 2 (略) 第 3 漁獲可能性の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県かたくちいわし対馬暖流知事管理区分に配分する。	(別紙 1－7) 第 1 特定水産資源 かたくちいわし対馬暖流系群 (体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。) 第 2 (略) 第 3 漁獲可能性の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県かたくちいわし対馬暖流知事管理区分に配分する。
第 4 (略) (別紙 1－8) 第 1 特定水産資源 うるめいわし対馬暖流系群 第 2 (略) 第 3 漁獲可能性の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県うるめいわし知事管理区分に配分する。 漁業法第 16 条第 2 項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。 漁獲可能性を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。	第 4 (略) (別紙 1－8) 第 1 特定水産資源 うるめいわし対馬暖流系群 第 2 (略) 第 3 漁獲可能性の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県うるめいわし知事管理区分に配分する。 漁業法第 16 条第 2 項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。 漁獲可能性を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。
第 4～第 5 (略)	第 4～第 5 (略)

(別紙 1－9) (略) (別紙 1－10) 第 1 特定水産資源 まだい、日本海西部・東シナ海系群 第 2 (略) 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県まだい知事管理区分に配分する。 漁業法第 16 条第 2 項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。 漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。	第 4～第 5 (略) (別紙 1－9) (略) (別紙 1－10) 第 1 特定水産資源 まだい、日本海西部・東シナ海系群 第 2 (略) 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県まだい知事管理区分に配分する
第 4～第 5 (略) (別紙 1－11) 第 1 特定水産資源 ぶり 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県ぶり知事管理区分 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。 ① 水域 ②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域 ② 対象とする漁業 福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者	第 4～第 5 (略) (新設)

<u>がぶりを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）</u> ③ <u>漁獲可能期間</u> <u>周年</u> (2) <u>漁獲量の管理の手法等</u> <u>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。</u> <u>第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>全量を福岡県ぶり知事管理区分に配分する。</u> <u>漁業法第 16 条第 2 項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。</u> <u>漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。</u> <u>第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。</u> <u>第 5 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。</u>	
--	--

(別紙3－1) 削除 ぶり (令和7年3月〇日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙1へ規程。)	(別紙3－1) 第1 水産資源 ぶり 第2 資源管理の方向性 MSY (最大持続生産量) ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第4 その他資源管理に関する重要事項 なし
(別紙3－2) ～ (別紙3－11) (略)	(別紙3－2) ～ (別紙3－11) (略)

資 料 3

(22-38 筑前漁調委)
(令和7年2月28日)

6水第2097号

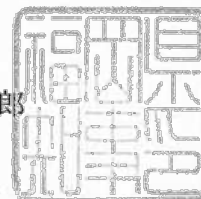
令和7年2月20日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源の「するめいか」、「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」に係る令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることについて、同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。



(別紙)

1 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量	
		知事管理区分	配分数量
するめいか	現行水準	福岡県するめいか 知事管理区分	現行水準
くろまぐろ (小型魚)	26.9 トン	福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分	26.9 トン
くろまぐろ (大型魚)	20.6 トン	福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分	20.6 トン

6 水 第 2 1 0 6 号

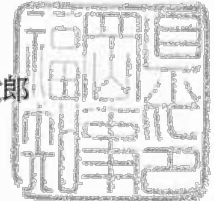
令和7年2月25日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱について（諮問）

漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という)第16条第1項で、都道府県知事は都道府県資源管理方針に即して、国から定められた都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定めることとされています。

「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」については、くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領に基づく知事管理漁獲可能量の変更等が頻繁に行われますが、変更の手続きには相当の時間を要します。

このため、福岡県資源管理方針別紙1-3並びに1-4の第3に基づき、別紙の取扱いとするため、法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



別紙

特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱いについて (くろまぐろ)

1. 背景

くろまぐろについて、漁獲枠が非常に少ないことから、採捕停止命令が発出された場合など、可及的速やかに漁獲可能量を増枠させることが望まれている。

しかしながら、漁獲可能量を変更しようとする場合、1国からの意見照会、2県からの回答、3国からの通知、4漁業調整委員会への諮問、5県公報への掲載および国への報告という事務手続が必要となる。このうち、漁業調整委員会は開催の日程調整に時間を要するため、3の国からの通知後、2～3週間を要する場合があります、手続きの迅速化が必要である。

このため、福岡県資源管理方針の別紙1-3及び1-4の第3に基づき、事後報告で対応できる配分方法について筑前海区漁業調整委員会へ意見を求めるもの。

2. 令和7管理年度の取扱い

(1) 事後報告とする場合

令和7管理年度においては、くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領に基づく変更及び農林水産大臣が必要と認める場合の配分で、県内漁業者団体の合意がある場合については、福岡県資源管理方針で、「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」ともに、管理区分が1つしかなく、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理区分に配分するとされており、裁量の余地がない機械的な変更であることから、漁業調整委員会には事後報告で対応できることとする。

(2) 上記(1)以外の数量変更の取扱い

上記(1)以外で数量変更を行う場合には、事前に漁業調整委員会の意見を聴くこととする（漁業法第16条第5項において準用する同条第2項）。

(3) 数量変更に伴う手続

水産庁事務連絡の「軽微な変更」に該当する場合、農林水産大臣の承認を要しない。このため、国からの都道府県別漁獲可能量の変更の通知を受領した時点で知事管理漁獲可能量を変更したとみなし、漁業法第16条第6項の規定により遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告する。

その後、直近で開催される漁業調整委員会において、数量を変更した旨を報告する。

特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更に係る取扱について（諮問）

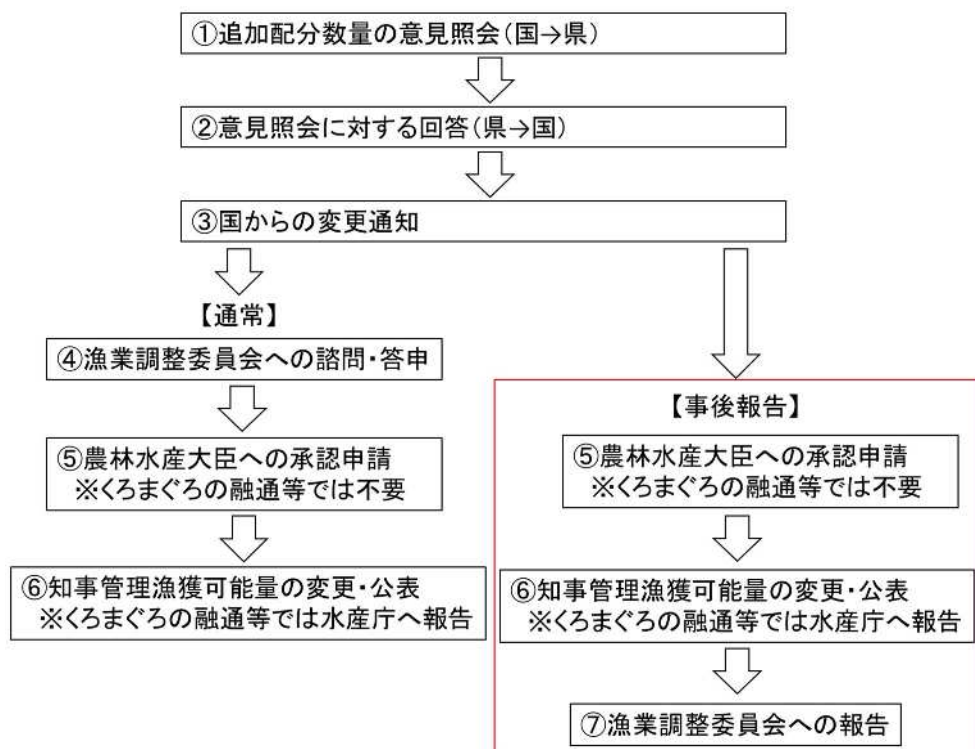
水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・ 漁獲可能量の変更について、手続きの迅速化を図るため、県資源管理方針で、予め漁業調整委員会の上承を得た上で、諮問・答申を経ず、事後報告による対応を可能としている。
- ・ 福岡県資源管理方針では、「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」ともに、管理区分が1つしかなく、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理区分に配分することとしている。
- ・ このため、融通等に伴う数量の変更は裁量の余地がない機械的な変更であることから、令和7管理年度のくろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領に基づく変更及び農林水産大臣が必要と認める場合の配分については、本県においても漁業調整委員会へ事後報告で対応することとする。

【事後報告が可能となる変更の例】

- ・ 前年度繰越分及び消化率メリット等の追加配分に伴う漁獲可能量の変更
- ・ 大臣管理区分及び都道府県間の融通による漁獲可能量の変更
- ・ 小型魚から大型魚への不等量交換による漁獲可能量の変更



漁獲可能量の変更に係る手続のイメージ

要 望 書

平素より、宗像地域の漁業振興につきましては、多大なご尽力を賜ると共に格段のご指導・ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

◎ 現状と経緯

宗像漁協にはまき網が5統あり、総水揚げの約40%超を占める漁協の基幹産業であります。しかし、近年、物価高騰による燃油など経費増加で、まき網の経営は厳しいものになっているのが現状です。そうした中、28年度より9年間試験操業を実施させて頂き本当にありがとうございました。本年度の漁獲量、水揚げは減少となりました。引き続き経済情勢の不透明感は続いており、まき網の存続さえも危惧するところです。

このような状況でありますので、経費の削減に努めることを考えております。まき網が一ヶ統でも減少になると、手数料の減少・燃油の使用量、水販売量の低下による利益の減少等で、組合経営にも大きな打撃を与えます。地域性もあるのですが、漁村の漁業人口も減少する一方で、漁業種類の転換により、雑かご漁業・刺網漁業・釣漁業による漁場利用はむしろ増しており、より漁場がせまくなった感があります。また、大中まき網漁業は周年操業で、特に、1月～4月は魚群の反応があれば3m波高でも操業できることから(アジ・サバ等)を大量に漁獲していることを耳にします。福岡県まき網協議会では、資源管理計画を策定し資源管理に務めていますが、その効果も大中まき網の漁獲によって薄まっていると思われます。過去にも、大中型まき網の違反操業に対して抗議や陳情等を行った経緯もあり、その操業を抑止する意味でも再度の試験操業をお願いすることといたしました。

このため、宗像漁協といたしましては、まき網経営の改善、ひいては漁協経営の安定、漁場秩序の維持を目的として、また、今後の円滑な操業のため、取り組む必要があると判断いたしました。

そこで、下記のとおり4月の試験操業の延長許可を要望いたしますので、漁業者の窮状をお察しいただき、特段のご高配のほどよろしくお願いいたします。

なお、試験操業の延長については、別紙のとおり関係漁協の同意も得られておりますことを申しそえます。平素より、宗像地域の漁業振興につきましては、多大なご尽力を賜ると共に格段のご指導・ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

記

◎ 要望内容

条件内容	要 望	備 考
延長操業期間	4月15日～30日	令和7年度試験操業(毎年、関係地区の同意を得て操業)
延長期間の操業区域	距岸8マイル・沖ノ島 8マイル以遠	4月の間は左記の区域(大中まき網操業区域と同じ。別紙参照)

筑前海区漁業調整委員会

会長 富 重 信 一 殿

令和7年2月7日

宗 像 漁 業 協 同 組 合
代表理事組合長 八 尋 時 男



同意書

貴組合所属のまき網漁業の通常操業について下記の条件にて同意します。

記

1、操業期間 4月15日～4月30日

2、操業区域

4月15日～30日は、距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠

3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。

4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 7 年 / 月 2 / 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 八尋 時男 殿

住所

福岡県糸島市志摩岐志778番地5
組合名 糸島漁業協同組合

代表理事組合長 仲 西 利 弘

代表者名



印

同意書

貴組合所属のまき網漁業の通常操業について下記の条件にて同意します。

記

1、操業期間 4月15日～4月30日

2、操業区域

4月15日～30日は、距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠

3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。

4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 7 年 1 月 24 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5
組合名 宗像漁業協同組合
代表者 代表理事組合長 八尋 時男 殿

住所

組合名

代表者名

福岡市西区愛宕浜4丁目49番1号
福岡市漁業協同組合
代表理事組合長 藤野 秀司



同意書

貴組合所属のまき網漁業の通常操業について下記の条件にて同意します。

記

1、操業期間 4月15日～4月30日

2、操業区域

4月15日～30日は、距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠

3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。

4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 7 年 / 月 22 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 八尋 時男 殿

住所

福岡県粕屋郡新宮町相島1559
組合名 新宮相島漁業協同組合

代表理事組合長 井上 博
代表者名



同 意 書

貴組合所属のまき網漁業の通常操業について下記の条件にて同意
します。

記

1、操業期間 4月15日～4月30日

2、操業区域

4月15日～30日は、距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠

3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。

4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 7 年 2 月 4 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 八尋 時男 殿

住所 福岡県遠賀郡岡垣町大字波津1675番地

組合名 遠賀漁業協同組合

代表理事組合長

代表者名

小形 隆



同意書

貴組合所属のまき網漁業の通常操業について下記の条件にて同意します。

記

1、操業期間 4月15日～4月30日

2、操業区域

4月15日～30日は、距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠

3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。

4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 7 年 / 月 29 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

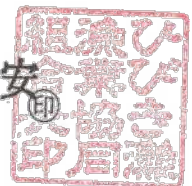
組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 八尋 時男 殿

住所 北九州市若松区大字安屋1742番地

組合名 ひびき灘漁業協同組合

代表者名 代表理事組合長 本田 政 安



同意書

貴組合所属のまき網漁業の通常操業について下記の条件にて同意
します。

記

1、操業期間 4月15日～4月30日

2、操業区域

4月15日～30日は、距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠

3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。

4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 7 年 / 月 29 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 八尋 時男 殿

住所

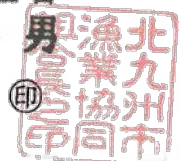
組合名

代表者名

〒808-0008 北九州市若松区大字小竹3008番地7

北九州市漁業協同組合

代表理事 組合長 長村 秀



同意書

貴組合所属のまき網漁業の通常操業について下記の条件にて同意します。

記

1、操業期間 4月15日～4月30日

2、操業区域

4月15日～30日は、距岸8マイル・沖ノ島8マイル以遠

3、他漁業種類の操業に支障のないよう十分留意する。

4、漁業調整規則等の規制に違反の無いように実施する。

令和 7 年 1 月 29 日

住所 福岡県宗像市鐘崎778-5

組合名 宗像漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 八尋 時男 殿

住所

組合名 北九州9ヶ浦漁業権管理委員会

委員長 梶原 康 弘

代表者名



宗像漁業協同組合 まき網水揚表

令和4年		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
鐘崎本所	数量(kg)	27,900	230,429	440,681	345,852	312,444	222,346	669,988	570,723	133,474	2,953,837
	金額(円)	6,212,181	80,062,434	93,199,863	78,884,910	65,585,052	74,167,704	165,899,805	135,031,179	62,705,810	761,548,938
大島支所	数量(kg)	24,060	266,123	111,939	103,394	87,110	62,421	307,193	228,008	71,113	1,261,362
	金額(円)	4,165,236	62,430,342	29,166,850	44,219,546	33,095,133	26,248,414	92,924,900	68,116,857	41,935,776	402,303,054
合 計	数量(kg)	51,960	496,552	552,620	449,246	399,554	284,767	977,181	798,731	204,587	4,215,199
	金額(円)	10,377,417	142,492,776	122,366,713	123,104,456	98,680,185	100,416,118	258,824,705	203,148,036	104,641,586	1,163,851,992
	数量比率(%)	1.2	11.8	13.1	10.7	9.5	6.8	23.2	18.9	4.9	100.0
	金額比率(%)	0.9	12.2	10.5	10.6	8.5	8.6	22.2	17.5	9.0	100.0

令和5年		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
鐘崎本所	数量(kg)	92,253	844,483	531,165	234,739	651,888	471,789	464,774	395,984	122,371	3,809,445
	金額(円)	13,346,358	128,586,660	102,648,998	62,014,739	151,076,232	115,133,724	127,491,344	122,081,747	30,334,158	852,713,960
大島支所	数量(kg)	116,430	523,545	157,980	125,315	266,476	275,216	161,551	85,199	38,144	1,749,856
	金額(円)	15,370,194	77,893,356	36,726,732	45,547,178	94,825,328	86,044,078	59,213,884	46,193,555	13,875,278	475,689,583
合 計	数量(kg)	208,683	1,368,028	689,144	360,055	918,364	747,005	626,325	481,183	160,515	5,559,301
	金額(円)	28,716,552	206,480,016	139,375,730	107,561,917	245,901,560	201,177,802	186,705,228	168,275,302	44,209,436	1,328,403,543
	数量比率(%)	3.8	24.6	12.4	6.5	16.5	13.4	11.3	8.7	2.9	100.0
	金額比率(%)	2.2	15.5	10.5	8.1	18.5	15.1	14.1	12.7	3.3	100.0

令和6年		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
鐘崎本所	数量(kg)	180,877	314,969	777,829	366,119	380,674	335,054	301,358	402,298	176,354	3,235,533
	金額(円)	30,045,624	74,717,758	159,198,176	107,081,428	95,589,250	87,552,544	98,953,916	119,243,582	51,127,276	823,509,554
大島支所	数量(kg)	122,130	212,251	314,644	99,617	150,372	279,077	135,889	109,206	98,619	1,521,804
	金額(円)	20,028,882	56,417,304	63,323,620	37,647,066	49,054,372	93,758,872	59,439,620	47,572,538	48,587,274	475,829,548
合 計	数量(kg)	303,007	527,220	1,092,474	465,737	531,046	614,132	437,247	511,503	274,972	4,757,337
	金額(円)	50,074,506	131,135,062	222,521,796	144,728,494	144,643,622	181,311,416	158,393,536	166,816,120	99,714,550	1,299,339,102
	数量比率(%)	6.4	11.1	23.0	9.8	11.2	12.9	9.2	10.8	5.8	100.0
	金額比率(%)	3.9	10.1	17.1	11.1	11.1	14.0	12.2	12.8	7.7	100.0

あじ・さばまき網漁業（４月操業）許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
宗像地区 (鐘崎、大島)	5	宗像市

(2) 船舶の総トン数

網船は15トン未満とする。

(3) 操業区域

筑前海区海面

(4) 漁業時期

4月15日から4月30日まで

(5) 漁業を営む者の資格

(1) に記載の住所要件のほか、漁業を営む者の資格は次のとおりとする。

過去3年間に於いて操業実績のあった者（5～12月操業含む。）。

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

- (1) 最大高潮時海岸線から8海里以内の海域においては操業してはならない。
- (2) 日の出から日没までの間は操業してはならない。
- (3) まき網漁業の付属船は、知事の認可を受けた船舶以外を使用してはならない。
- (4) まき網漁業に使用する漁船には、1漁船につき集魚灯に使用する電球10キロワットをこえる電気設備をしてはならない。
- (5) まき網漁業には、1統につき網船を含み3隻をこえる灯船を使用してはならない。
- (6) なまこを採捕してはならない。

4 休業届

やむを得ず漁業を休業する場合は、様式第1号により休業届を提出するものとする。

5 申請書の添付書類等

許可申請者は、本漁業に使用する付属船（灯船、魚探船、運搬船）に関し、別に定める「あじ・さばまき網漁業に係る付属船の認可要領」により必要書類を提出するものとする。

6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、翌月の末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和5年12月14日から施行する。

あじ・さばまき網漁業に係る付属船の認可要領

あじ・さばまき網漁業は、許可船（網船）及び付属船によって構成される「船団」によって操業される。当漁業に使用する付属船の認可については、この要領により処理するものとする。

1 付属船の種類（使用区分）

付属船の種類は、灯船、魚探船、運搬船とし、その使用区分の重複は認めるが、使用区分に記載されていない業務を行ってはならない。

2 付属船の認可基準

- (1) 付属船の認可隻数は、6隻を上限とする。漁業協同組合経営のまき網に限り9隻を上限とするが、実際の操業に使用できるのは認可された内の6隻以内とする。
- (2) 付属船は、福岡県の漁船登録を受けた総トン数20トン未満の船舶でなければならない。また、1船団当りの付属船の合計総トン数は100トン未満でなければならない。

3 船団の構成

船団の構成は、原則として同一漁業協同組合内に限る。ただし、経営の合理化等やむを得ない理由により船団の構成が他組合にまたがる場合は、筑前海区漁業調整委員会と協議の上処理する。

4 認可申請書類について

まき網漁業の許可申請者は、申請時にあじ・さばまき網漁業付属船認可申請書（様式第1号）を添付しなければならない。

付属船の変更が生じたときは、あじ・さばまき網漁業に使用する付属船変更認可申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

5 まき網漁業付属船認可証

認可した付属船については、様式第3号により申請者に対し認可証を交付する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

(現行)

資 料 6

(22-38 筑前漁調委)
(令和7年2月28日)

筑前海区漁業調整委員会指示第203号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、関門海域でのマダコ^{ダコ}の乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合は、この限りではない。

令和4年5月6日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

福岡県海域のうち、次のA線、B線及びC線と陸岸によって囲まれた海域。

A線：福岡県北九州市若松区響町埋立地護岸東北端と山口県下関市竹ノ子島西南端を結んだ直線。

B線：福岡県北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿いに西へ1,550.28メートルの点(D点)と北九州市小倉北区藍島西端からD点を見通す線上の北九州市戸畑区日本製鉄株式会社九州製鉄所埋立護岸に設定した標識を結んだ直線。

C線：北九州市門司区旧門司門司埼灯台と山口県下関市火の山下潮流信号所を見通した直線。

2 禁止事項

体重400グラム未満のマダコを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

(更新案)

筑前海区漁業調整委員会指示第 215 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、関門海域でのマダコ^{ダコ}の乱獲を防止し、マダコ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究等のために採捕する場合は、この限りではない。

令和 7 年 月 日（公報掲載の日）

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

福岡県海域のうち、次の A 線、B 線及び C 線と陸岸によって囲まれた海域。

A 線：福岡県北九州市若松区響町埋立地護岸東北端と山口県下関市竹ノ子島西南端を結んだ直線。

B 線：福岡県北九州市若松区若松洞海湾口防波堤灯台から防波堤沿いに西へ 1,550.28 メートルの点（D 点）と北九州市小倉北区藍島西端から D 点を見通す線上の北九州市戸畑区日本製鉄株式会社九州製鉄所埋立護岸に設定した標識を結んだ直線。

C 線：北九州市門司区旧門司門司埼灯台と山口県下関市火の山下潮流信号所を見通した直線。

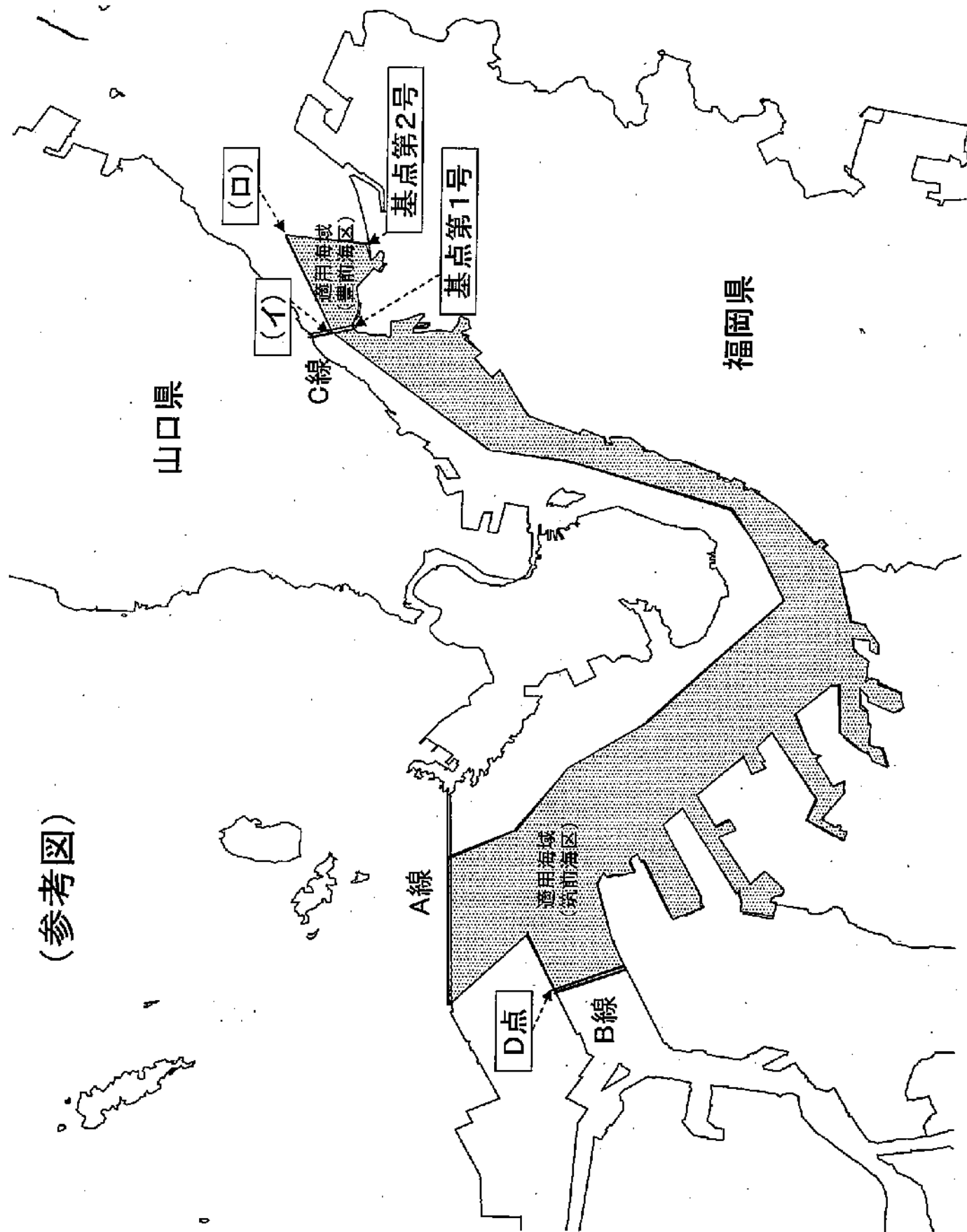
2 禁止事項

体重 400 グラム未満のマダコを採捕してはならない。

3 指示の期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日まで

(参考図)





令和7年1月14日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 殿

北九州市関門海峡たこ協議会
会長 藤島 重治



関門海峡におけるマダコの資源管理措置について（要望）

平素より筑前海区の漁業秩序維持並びに漁業資源の繁殖保護にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、関門海峡で獲れるマダコは北九州地区漁業者にとって漁業権対象種であるとともに、非常に重要な漁業資源であります。これまで北九州市漁協平松支所では自主的に漁獲サイズの規制や、産卵期の親だこの保護に関する取り組みなどを行い、資源の安定化ならびに有効利用を計って参りました。

また、「関門海峡たこ」というブランド名をつけ付加価値向上に努めて参りました。

一方、マダコの生態を考えると、資源を安定化させるためには単一支所だけではなくある程度広域的な取り組みが必要であると考えられました。

そこで、関門海峡でのマダコを漁獲している漁業者（二漁協五支所）が集まり協議を重ね、平成21年度より北九州市関門海峡たこ協議会を発足し、資源管理やブランド管理に積極的に取り組んでいくことが確認されました。その中でも400g未満のマダコの漁獲禁止が決定されたことは、非常に有意義であると考えています。

しかしながら、この海域では多くの遊漁船、プレジャーボートが集まり、相当量のマダコを採捕していると思われ、資源に対する影響、並びに漁業者の資源管理意識に対する影響は大きく、本委員会指示なくして当協議会の資源管理の継続は困難であります。

つきましては、関門海峡におけるマダコ資源の安定化、有効利用を目的として、下記の通り貴委員会に要望いたします。

様々な懸案事項もあり、ご多忙の折りとは存じますが、漁業者の窮状をご理解いただき、できるだけの迅速なご対応の程、よろしくお願い致します。

記

要 望 事 項

海区漁業調整委員会指示による関門海峡（別紙1）における400g未満のマダコ採捕禁止の継続



以上

資 料 7

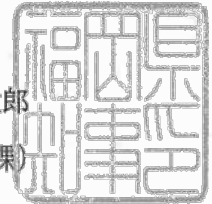
(22-38 筑前漁調委)
(令和7年2月28日)

6 漁管第1681号

令和7年2月10日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

このことについて、筑前海区漁協から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき、資源管理の状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき報告します。



漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

令和 7 年 2 月 2 8 日
漁業管理課漁業調整係

○漁業権者は、その有する漁業権の内容たる漁業について、資源管理の状況や漁場の活用の状況について 1 年に 1 回以上県知事に報告しなければならない（漁業法第 90 条第 1 項、漁業法施行規則第 28 条第 1 項）。

○県知事は、報告を受けた事項について、意見を付して 1 年に 1 回以上海区漁業調整委員会に報告しなければならない（漁業法第 90 条第 2 項、漁業法施行規則第 28 条第 3 項）。

○報告をすべき事項（漁業法施行規則第 28 条第 2 項）

- 1 漁業権の種類及び免許番号
- 2 報告の対象となる期間
- 3 資源管理に関する取り組みの実施状況
- 4 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 5 団体漁業権にあっては、組合員行使者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 6 その他必要な事項

○筑前海区の漁業権免許状況

- | | |
|-------------------|------|
| ・第 1 種、第 2 種共同漁業権 | 21 件 |
| ・第 3 種共同漁業権 | 10 件 |
| ・第 1 種区画漁業権 | 58 件 |
| ・定置漁業権 | 2 件 |

【参考】漁業権に係る漁業の区分（漁業法第 60 条）

共同漁業	第 1 種	藻類、貝類等の定着性の水産動植物を対象とする漁業 (アワビ、ウニ、ワカメなどの採介藻漁業)
	第 2 種	網漁具を固定して営む漁業 (かご、固定式刺し網、小型定置網など)
	第 3 種	つきいそ漁業 (石などを投入して漁場を造成して行う釣り漁業など)
区画漁業	第 1 種	一定の区域内において石、瓦、竹、木等を敷設して営む養殖業 (筏式カキ養殖、延縄式ワカメ養殖など)
定置漁業権		身網の設置される水深が 27 メートル以深であるもの。

令和5年度 漁業権に係る資源管理の状況等の報告状況

報告の対象となる期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

※漁業権番号は令和5年9月1日の更新後の番号で整理

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	行使権者数 (人)	実行使者数 (延べ人数)	資源管理の 取組状況等	評価
共同	筑共第1号	第1,2種	(略)	佐賀県境～糸島市地先	糸島	野北を除く全支所	団体	268	916	○	適切かつ有効
共同	筑共第2号	第1,2種	(略)	烏帽子島(糸島市沖)周辺	糸島	野北を除く全支所	団体	268	54	○	適切かつ有効
共同	筑共第3号	第1,2種	(略)	糸島市～福岡市西区地先	糸島	野北	団体	39	65	○	適切かつ有効
共同	筑共第3号	第1,2種	(略)	糸島市～福岡市西区地先	福岡市	西浦、唐泊	団体	75	132	○	適切かつ有効
共同	筑共第4号	第1,2種	(略)	灯台瀬(糸島市志摩野北沖)周辺	糸島	野北	団体	39	58	○	適切かつ有効
共同	筑共第5号	第1,2種	(略)	長間礁(福岡市西区西浦沖)周辺	福岡市	西浦	団体	46	24	○	適切かつ有効
共同	筑共第6号	第1,2種	(略)	福岡市西区玄界島周辺	福岡市	玄界島	団体	87	158	○	適切かつ有効
共同	筑共第7号	第1,2種	(略)	福岡市西区小呂島周辺	福岡市	小呂島	団体	41	17	○	適切かつ有効
共同	筑共第8号	第1,2種	(略)	福岡湾周辺	福岡市	能古、姪浜、伊崎、福岡、糟崎、奈多、志賀島	団体	210	377	○	適切かつ有効
共同	筑共第9号	第1,2種	(略)	福岡市東区志賀島～古賀市地先	福岡市	奈多、志賀島、弘	団体	88	330	○	適切かつ有効
共同	筑共第9号	第1,2種	(略)	福岡市東区志賀島～古賀市地先	新宮相島	新宮	団体	55	6	○	適切かつ有効
共同	筑共第10号	第1,2種	(略)	新宮町相島周辺	新宮相島	相島	団体	48	114	○	適切かつ有効
共同	筑共第11号	第1,2種	(略)	栗ノ上礁周辺	福岡市	奈多、志賀島、弘	団体	88	203	○	適切かつ有効
共同	筑共第11号	第1,2種	(略)	栗ノ上礁周辺	新宮相島	相島、新宮	団体	55	4	○	適切かつ有効
共同	筑共第11号	第1,2種	(略)	栗ノ上礁周辺	宗像	津屋崎	団体	30	16	○	適切かつ有効
共同	筑共第12号	第1,2種	(略)	宗像市地先	宗像	津屋崎、神湊、鐘崎、大島、地島	団体	359	382	○	適切かつ有効
共同	筑共第13号	第1,2種	(略)	宗像市沖ノ島周辺	宗像	津屋崎、神湊、鐘崎、大島、地島	団体	359	10	○	適切かつ有効
共同	筑共第14号	第1,2種	(略)	岡垣町、芦屋町、若松区地先	遠賀	波津、芦屋、柏原	団体	69	113	○	適切かつ有効
共同	筑共第14号	第1,2種	(略)	岡垣町、芦屋町、若松区地先	ひびき灘	岩屋	団体	45	185	○	適切かつ有効
共同	筑共第15号	第1,2種	(略)	波津白瀬周辺	遠賀	波津	団体	16	32	○	適切かつ有効
共同	筑共第16号	第1,2種	(略)	北九州市若松区地先	ひびき灘	脇田	団体	28	77	○	適切かつ有効
共同	筑共第16号	第1,2種	(略)	北九州市若松区地先	北九州市	脇田之浦、若松	団体	80	270	○	適切かつ有効
共同	筑共第17号	第1,2種	(略)	北九州市若松区白島周辺	ひびき灘	脇田	団体	28	48	○	適切かつ有効
共同	筑共第17号	第1,2種	(略)	北九州市若松区白島周辺	北九州市	脇田之浦	団体	76	265	○	適切かつ有効
共同	筑共第18号	第1,2種	(略)	北九州市小倉北区馬島、藍島周辺	ひびき灘	藍島	団体	88	390	○	適切かつ有効
共同	筑共第18号	第1,2種	(略)	北九州市小倉北区馬島、藍島周辺	北九州市	平松、馬島、長浜、大里、旧門司	団体	115	190	○	適切かつ有効
共同	筑共第19号	第1,2種	(略)	北九州市戸畑区、小倉北区、門司区地先	ひびき灘	藍島	団体	88	42	○	適切かつ有効
共同	筑共第19号	第1,2種	(略)	北九州市若松区地先	北九州市	平松、馬島、長浜、大里、旧門司	団体	115	385	○	適切かつ有効
共同	筑共第20号	第1,2種	(略)	北九州市若松区地先	ひびき灘	脇田、藍島	団体	116	49	○	適切かつ有効
共同	筑共第20号	第1,2種	(略)	北九州市若松区地先	北九州市	脇田之浦、若松、平松、馬島、長浜、大里、旧門司	団体	205	357	○	適切かつ有効
共同	筑共第21号	第1,2種	(略)	洞海湾湾口付近	北九州市	脇田之浦、若松	団体	16	6	○	適切かつ有効
共同	筑共第101号	第3種	つきいそ	福岡市西区能古島地先	福岡市	能古	団体	24	11	○	適切かつ有効
共同	筑共第102号	第3種	つきいそ	福岡市西区能古島地先	福岡市	能古	団体	24	11	○	適切かつ有効
共同	筑共第103号	第3種	つきいそ	福岡市東区志賀島地先	福岡市	弘	団体	33	22	○	適切かつ有効
共同	筑共第104号	第3種	つきいそ	福岡市東区志賀島地先	福岡市	弘	団体	33	22	○	適切かつ有効
共同	筑共第105号	第3種	つきいそ	福岡市西区玄界島地先	福岡市	玄界島	団体	87	2	○	適切かつ有効
共同	筑共第106号	第3種	つきいそ	福岡市西区玄界島地先	福岡市	玄界島	団体	87	2	○	適切かつ有効

令和5年度 漁業権に係る資源管理の状況等の報告状況

報告の対象となる期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

※漁業権番号は令和5年9月1日の更新後の番号で整理

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	行使権者数 (人)	実行使者数 (延べ人数)	資源管理の 取組状況等	評価
共同	筑共第107号	第3種	つきいそ	福岡市西区玄界島地先	福岡市	玄界島	団体	87	2	○	適切かつ有効
共同	筑共第108号	第3種	つきいそ	福岡市東区奈多地先	福岡市	奈多	団体	15	5	○	適切かつ有効
共同	筑共第109号	第3種	つきいそ	福岡市東区奈多地先	福岡市	奈多	団体	15	5	○	適切かつ有効
共同	筑共第110号	第3種	つきいそ	福岡市東区奈多地先	福岡市	奈多	団体	15	5	○	適切かつ有効
区画	筑区第1号	第1種	のり	糸島市加布里地先	糸島	加布里	団体	1	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第2号	第1種	のり	福岡市西区姪浜小戸地先	福岡市	姪浜	団体	45	8	○	適切かつ有効
区画	筑区第3号	第1種	のり	福岡市西区姪浜室見川沖	福岡市	姪浜	団体	45	8	○	適切かつ有効
区画	筑区第4号	第1種	のり	糸島市加布里地先	糸島	加布里	団体	1	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第101号	第1種	わかめ	糸島市二丈鹿家地先	糸島	福吉	団体	57	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第102号	第1種	わかめ	糸島市二丈片山大崎内	糸島	深江	団体	6	6	○	適切かつ有効
区画	筑区第103号	第1種	わかめ	糸島市二丈片山大崎南	糸島	深江	団体	6	6	○	適切かつ有効
区画	筑区第104号	第1種	わかめ	福岡市東区志賀島地先	福岡市	志賀島	団体	32	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第105号	第1種	わかめ	福岡市東区志賀島地先	福岡市	志賀島	団体	休業	休業	休業	合理的理由有
区画	筑区第106号	第1種	わかめ	福岡市東区弘地先	福岡市	弘	団体	18	2	○	適切かつ有効
区画	筑区第107号	第1種	わかめ	福岡市東区勝馬地先	福岡市	弘	団体	18	2	○	適切かつ有効
区画	筑区第108号	第1種	わかめ	福岡市東区志賀島地先	福岡市	志賀島	団体	休業	休業	休業	合理的理由有
区画	筑区第109号	第1種	わかめ	北九州市門司区大里地先	福岡市	大里	団体	23	5	○	適切かつ有効
区画	筑区第110号	第1種	わかめ	福岡市東区箱崎地先	福岡市	箱崎	団体	13	5	○	適切かつ有効
区画	筑区第111号	第1種	わかめ	糸島市二丈吉井地先	糸島	福吉	団体	57	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第112号	第1種	わかめ	糸島市志摩政志地先	糸島	岐志	団体	1	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第113号	第1種	わかめ	糸島市二丈片山大崎北側	糸島	深江	団体	6	6	新規のため行使なし	合理的理由有
区画	筑区第201号	第1種	小割式魚類	宗像市大島避難港南	宗像	大島	団体	84	45	○	適切かつ有効
区画	筑区第202号	第1種	小割式魚類	宗像市鐘崎地先	宗像	鐘崎	団体	199	65	○	適切かつ有効
区画	筑区第203号	第1種	小割式魚類	宗像市大島地先	宗像	大島	団体	84	45	○	適切かつ有効
区画	筑区第204号	第1種	小割式魚類	糸島市姫島地先	糸島	姫島	団体	3	3	○	適切かつ有効
区画	筑区第301号	第1種	かさ	糸島市二丈松末地先	糸島	加布里	団体	2	2	○	適切かつ有効
区画	筑区第302号	第1種	かさ	糸島市志摩船越地先	糸島	船越	団体	77	7	○	適切かつ有効
区画	筑区第303号	第1種	かさ	糸島市志摩政志地先	糸島	岐志	団体	13	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第304号	第1種	かさ	糸島市志摩野北地先	糸島	野北	団体	3	3	○	適切かつ有効
区画	筑区第305号	第1種	かさ	糸島市志摩船越地先	糸島	船越	団体	77	7	○	適切かつ有効
区画	筑区第306号	第1種	かさ	糸島市志摩政志地先	糸島	岐志	団体	13	13	○	適切かつ有効
区画	筑区第307号	第1種	かさ	福岡市西区能古地先	福岡市	能古	団体	13	3	○	適切かつ有効
区画	筑区第308号	第1種	かさ	福岡市東区志賀島地先	福岡市	志賀島	団体	32	4	○	適切かつ有効
区画	筑区第309号	第1種	かさ	北九州市若松区大字小竹地先	福岡市	姉之浦	団体	78	78	○	適切かつ有効
区画	筑区第310号	第1種	かさ	福岡市津屋崎地先	宗像	津屋崎	団体	27	18	○	適切かつ有効
区画	筑区第311号	第1種	かさ	福岡市西区宮浦地先	福岡市	唐泊	個別			○	適切かつ有効
区画	筑区第312号	第1種	かさ	福岡市西区宮浦地先	福岡市	唐泊	個別			○	適切かつ有効

令和5年度 漁業権に係る資源管理の状況等の報告状況

報告の対象となる期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

※漁業権番号は令和5年9月1日の更新後の番号で整理

共同・区画	免許番号	種別	漁業の種類	漁場の位置	漁業権者 (漁協)	関係支所	団体・個別	行使権者数 (人)	実行使者数 (延べ人数)	資源管理の 取組状況等	評価
区画	筑区第313号	第1種	かき	糸島市二丈深江地先	糸島	深江	団体	2	2	○	適切かつ有効
区画	筑区第314号	第1種	かき	北九州市若松区大字小竹地先	北九州市	脇之浦	団体	78	78	○	適切かつ有効
区画	筑区第401号	第1種	わかめ・あかもく	宗像市大島地先	宗像	大島	団体	84	16	○	適切かつ有効
区画	筑区第501号	第1種	あわび	福岡市西区玄界島地先	福岡市	玄界島	団体	87	5	○	適切かつ有効
区画	筑区第601号	第1種	ふともぐ	宗像市地島地先	宗像	地島	団体	10	0	○	適切な理由有
区画	筑区第602号	第1種	ふともぐ	宗像市地島地先	宗像	地島	団体	10	10	○	適切かつ有効
区画	筑区第701号	第1種	わかめ・ふともぐ	糸島市志摩芥屋地先	糸島	芥屋	団体	6	6	○	適切かつ有効
区画	筑区第801号	第1種	こんぶ	糸島市志摩芥屋地先	糸島	芥屋	団体	6	6	○	適切かつ有効
区画	筑区第901号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	54	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第902号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	54	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第903号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	54	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第904号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	54	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第905号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	54	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第906号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	54	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第907号	第1種	真珠母貝	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	54	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第1001号	第1種	真珠	新宮町相島地先	新宮相島	相島	団体	54	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第1101号	第1種	かき・魚類	宗像市鐘崎地先	宗像	鐘崎	団体	199	24	○	適切かつ有効
区画	筑区第1102号	第1種	かき・魚類	宗像市地島豊岡地先	宗像	鐘崎、地島	団体	359	24	○	適切かつ有効
区画	筑区第1103号	第1種	かき・魚類	糸島市二丈吉井地先	糸島	福吉	団体	57	1	○	適切かつ有効
区画	筑区第1104号	第1種	かき・魚類	糸島市志摩船越地先	糸島	船越	団体	77	8	○	適切かつ有効
区画	筑区第1201号	第1種	かき・わかめ	福岡市津屋崎新川地先	宗像	津屋崎	団体	27	18	○	合理的理由有
区画	筑区第1301号	第1種	あかもく	糸島市二丈吉井地先	糸島	福吉	団体	57	6	新規のため行使なし	合理的理由有
区画	筑区第1302号	第1種	あかもく	糸島市二丈鹿家地先	糸島	福吉	団体	57	6	新規のため行使なし	合理的理由有
区画	筑区第1303号	第1種	あかもく	糸島市志摩野北地先	糸島	野北	団体	14	14	○	適切かつ有効
区画	筑区第1401号	第1種	うに	糸島市二丈福井地先	糸島	福吉	団体	57	6	○	適切かつ有効
定置	筑定第1号	—	雑魚定置網漁業	福岡市小呂島地先	小呂島定置網組合	—	個別	—	—	新規のため行使なし	合理的理由有
定置	筑定第2号	—	雑魚定置網漁業	福岡市小呂島地先	小呂島定置網組合	—	個別	—	—	新規のため行使なし	合理的理由有

第22期第4回筑肥連合海区漁業調整委員会

日時：令和7年2月4日（火） 14：00～

場所：唐津市近代図書館

（佐賀県唐津市新興町23）

次 第

1. 開 会

2. 議 題

- （1）唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について（協議）

資料1（3～9頁）

- （2）福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船（5トン以上）の操業について（協議）

資料2（10頁）

- （3）佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について（協議）

資料3（11～16頁）

- （4）福岡佐賀いかかご漁業協定書の有効期間延長について（報告）

資料4（17～20頁）

- （5）その他

3. 閉 会

第22期第4回 筑肥連合海区漁業調整委員会出席者名簿

日時:令和7年2月4日(火) 14:00～

場所:唐津市近代図書館 4階会議室

水産庁九州漁業調整事務所 所 長 中 村 克 彦 調整課長 工 藤 尊 世	
福 岡 県	佐 賀 県
筑前海区漁業調整委員会委員 会 長 富 重 信 一 板 谷 正 信 井 上 博 坂 本 政 彦 上 田 直 子	松浦海区漁業調整委員会委員 会 長 川 寄 和 正 池 田 宏 子 荒 巻 信 弘 坂 本 安 則 梅 崎 博 昭 坂 口 正 人
福岡県農林水産部水産局漁業管理課 漁業調整係長 上 田 拓 主任主事 有 吉 希 望	佐賀県農林水産部水産課 漁業調整担当係長 伊 藤 毅 史
福岡県海区漁業調整委員会事務局 事務局長 佐 野 二 郎 技術主査 松 本 昌 大 主任主事 山 田 菜美子	佐賀県海区漁業調整委員会事務局 副事務局長 木 原 康 治 主事 吉 田 友 香

覚 書(案)

昭和46年4月27日締結した「唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業」の操業に関する確認書の取り扱いについて、~~令和6年~~^{令和7年}
~~2月8日~~^{2月4日}開催の~~22期第3回~~^{22期第4回}筑肥連合海区漁業調整委員会において
審議の結果、次のとおり決定したので、筑前・松浦海区漁業調整委員会会長は、ここに覚書を交換する。

記

- 1 昭和46年4月27日締結した確認書のうち第1の3の操業期間を福岡県糸島市地先海域（確認書では福岡県糸島郡地先海域）においては9月1日から翌年2月10日までとし、有効期間を~~令和7年~~^{令和8年}5月1日までの1ヶ年間、これを延長する。
- 2 上記の確認書の記の第1の1の操業区域中の二重岳は、現在の二丈岳のことである（平成9年3月5日開催の第16期第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認）。
- 3 この覚書は、玄海・松浦海の基本協定書の付帯協定として調印した場合は、1の期間中といえども効力を失うものとする。
- 4 上記事項を証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び筑前・松浦両海区漁業調整委員会並びに福岡・佐賀両県に各1通を保有するものとする。

令和7年2月4日
~~令和6年2月8日~~

筑前海区漁業調整委員会 会長

富 重 信 一

松浦海区漁業調整委員会 会長

川 寄 和 正

立会人

福岡県農林水産部水産局

漁業管理課

課長

秋 本 恒 基

佐賀県農林水産部水産課 課長

横 尾 一 成

確 認 書

唐津湾における「かたぐちいわしき網漁業」の入会操業については、昭和44年5月2日第2回就肥連合海区漁業調整委員会において、有効期間を1か年とする確認書を取り交し、昭和45年における取り扱いについては、前年の内容どおりの確認書が取り交わされた。

更に、昭和46年における取り扱いについては、4月10日開催された第3回就肥連合海区漁業調整委員会において確認事項の一部変更について審議するとともに、業者会談を開催して検討したが、変更するに至らなかつたので、昭和46年のこの取り扱いが、有効期間を改めるほかは、いずれも昭和45年の確認書の内容どおり決定し、確認書を作成する。

記

第1 佐賀県知事が許可した「かたぐちいわしき網漁業」が操業できる範囲は、次のとおりとする。

1 操業区域

福岡県※島郡二丈町、二重岳頂上から同町配崎東端見通し線の延長線以西の海域

2 投網時間

前項の海域における投網時間は、日の出から日没まで。

3 操業期間

福岡県糸島郡志摩町姫島、姫島の西側および南側距岸
くちいわしまき網漁業」の期間

4 禁止区域

福岡県糸島郡志摩町姫島、姫島の西側および南側距岸
800メートルの海域

第2 この確認事項の有効期間は、昭和46年5月2日から
昭和47年5月1日までとする。

第3 当連合委員会は、確認事項の有効期間満了の日以前に
会議を開き、その後の取り扱いを決めるものとする。

2 前項の会議で有効期間満了後の取り扱いを決定すると
ができなかつた場合は、福岡・佐賀両県知事および水産庁
福岡漁業調整事務所長にこの調整を一任するものとする。

第4 当連合委員会および福岡・佐賀両県は、両県漁業者会
および漁業従事者がこの確認事項を信義にもとづき誠実に遵
守するよう指導するものとする。

この確認書は4通作成し、当連合委員会、筑前・松浦両海
区漁業調整委員会および立会人が各自1通を保有する。

昭和46年4月27日

筑肥連合海区漁業調整委員会
委員 録 田 線

浦	丸	正	規	
宗		国	太	
中	島	甚	右	
久	保	山	勝	
宮	崎	勝	四	
野	崎	吉	三	
宮	崎	義	雄	
今	林	久	二	
高	崎	東	久	
井	上	惣	吉	
栗	村	英	徳	

立 会 人

福岡県商工水産部水産課長

矢 野 政



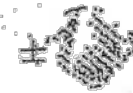
佐賀県経済部水産課長

牛 島

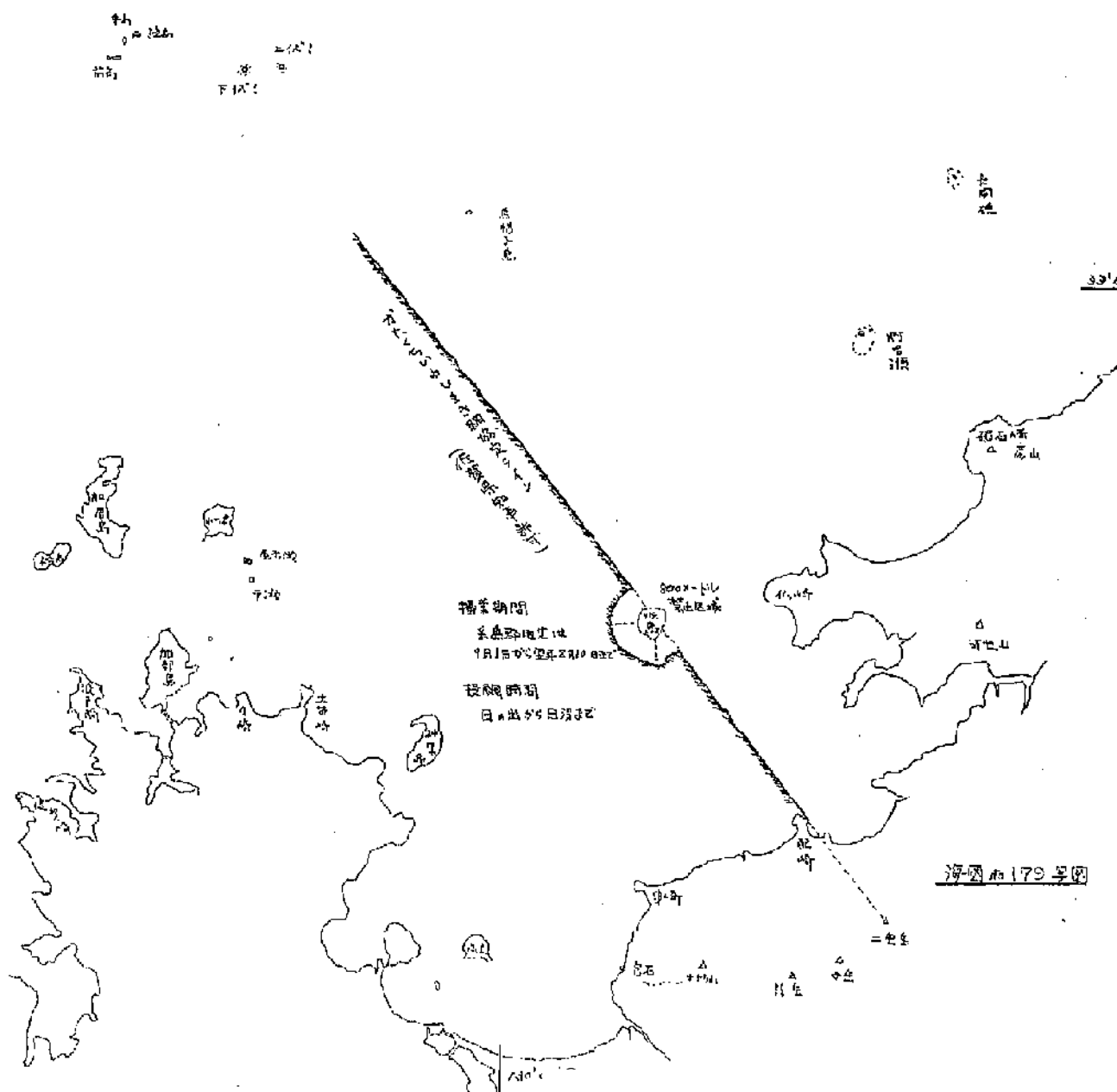


水産庁福岡漁業調整事務所長

山 田 隆



かたくちいわしまき網漁業協定



資 料 2

(第22期第4回筑肥連調委)
(令和7年2月4日)

福岡県海域に入漁する佐賀県小型いかつり漁業の 許可数(5トン船以上)及び漁船数の推移

項目 年度	5トン以上の 許可希望数	5トン以上の 入漁許可枠	5トン以上の 入漁許可数 (A)	許可が不要の 5トン未満船数 (B)	筑前海区に入漁 する佐賀県船数 (A) + (B)
平成14	51	70	51	213	264
15	47	60	47	192	239
16	36	60	36	225	261
17	32	60	32	229	261
18	25	60	25	185	210
19	24	50	24	182	206
20	16	50	16	161	177
21	15	40	15	159	174
22	15	40	15	96	111
23	15	40	14	90	104
24	14	30	13	128	141
25	13	30	13	128	141
26	13	30	13	122	135
27	13	30	13	120	133
28	13	30	13	124	137
29	13	30	13	124	137
30	13	30	13	124	137
令和元	13	30	13	124	137
2	11	20	11	124	135
3	11	20	10	124	134
4	11	20	11	89	100
5	9	20	9	96	105
6	7	20	6	80	86
7	7				0

覚 書 (案)

佐賀県海域に入漁する福岡県一そうごち網及び二そうごち網漁業については、昭和27年7月2日締結の玄海、松浦海漁業調整協定並びに同附帯協定によって操業されていたが、この原則に副わない点があり、しばしば佐賀県船との間に競合があった。

そのため昭和34年9月4日筑肥連合海区漁業調整委員会において別個にごち網漁業に関し1か年の協定をなし入漁の調整をはかってきた。

しかしその後、昭和39年から~~令和5年~~^{令和6年}までの間一部改正しながら1年の暫定として覚書を取り交わしてきた。

更にこれが改正のため~~令和6年2月8日~~^{令和7年2月4日}開催の~~第22期第3回~~^{第22期第4回}筑肥連合海区漁業調整委員会において審議の結果、第3条の~~令和5年を令和6年に~~^{令和6年 令和7年}、附帯事項のうち1の~~令和5年を令和6年に~~^{令和6年 令和7年}改めたほかは、いずれも~~令和5年1月31日~~^{令和6年2月8日}調印の覚書及び附帯事項のとおり、更に暫定として1か年間これを延長することに決定したので、この覚書を取り交わすものとする。

記

第1条 福岡県知事の許可する一そうごち網及び二そうごち網漁業（漁船の推進機関の馬力数は平成14年4月1日施行の漁船法施行規則に基づく80キロワット以内または施行前の規則に基づく25馬力以内とする。但し、平成14年のこの覚書の締結の際に、現に福岡県知事のごち網漁業の許可を受けていた者が、当該許可にかかわる漁船を使用し、同締結の際に当該漁船に搭載していた推進機関と同じものを搭載してごち網漁業を営む場合に限り、昭和57年7月18日施行の同規則に基づく馬力算定法による50馬力以内とする。）で、佐賀県知事の管轄する海域において操業できる区域は次の範囲とする。

(1) 一そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端見通し線以東

の佐賀県海域。ただし、佐賀県の共同漁業権漁場を除く。

- (2) 二そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端を見通したその延長線と、二神島北端から加唐島北端を見通した延長線との2延長線によって囲まれた以東北の佐賀県海域。ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から1,450メートルの線によって囲まれた区域を除く。
- (3) 禁止期間は1月1日から3月15日まで。

第2条 福岡県二そうごち網漁業（馬力は第1条と同じとする。）のうち1統に限り次の条件により次の区域（特別入漁区域）内において操業することができる。

1 特別入漁区域

次のイ、ロ、ハの3直線によって囲まれた佐賀県海域。

ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から1,450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

イ 加部島東端から加唐島東北端見通し線の延長線

ロ 加唐島北端から長崎県二神島北端見通し線

ハ 唐津市肥前町京泊宮崎鼻東端から馬渡島東端見通し線の延長線

2 入漁条件

イ 入漁の期間

特別入漁区域への入漁期間は、9月21日から10月30日までの40日間とする。

ロ 操業方法

網は引き寄せるものとし、こぎ網してはならない。

ハ 漁業許可証及び入漁標識旗

特別入漁区域へ入漁する者は佐賀県知事の漁業許可を受け、かつ漁業許可証及び入漁標識旗の交付を受けなければならない。

3 入漁船の義務

- イ 特別入漁区域へ入漁する者は、佐賀県知事から交付された漁業許可証及び入漁標識旗を同時に携行し、かつ標識旗はブリッジの左舷側の上部 1 メートルの位置に確実に掲揚しなければならない。
- ロ 入漁船は佐賀県漁船の操業中その妨害となる範囲内において操業してはならない。

第 3 条 この覚書の有効期間は~~令和 6 年~~^{令和 7 年}4 月 1 日から 1 か年とする。

ただし、松浦、筑前海区漁業調整委員会の合意により延長することができる。
この協定が成立したことを証するため本書 5 通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び松浦、筑前海区漁業調整委員会並びに佐賀県、福岡両県に各 1 通保管する。

~~令和 6 年 2 月 8 日~~
^{令和 7 年 2 月 4 日}

筑肥連合海区漁業調整委員会委員	富	重	信	一
	上	田	直	子
	太	田	耕	平
	井	上		博
	板	谷	正	信
	坂	本	政	彦
	川	寄	和	正
	池	田	宏	子
	坂	本	安	則
	梅	崎	博	昭
	荒	卷	信	弘
	坂	口	正	人

立 会 人

福岡県側

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 秋 本 恒 基

佐賀県側

佐賀県農林水産部水産課長 横 尾 一 成

附 帯 事 項

令和7年2月4日

~~令和6年2月8日~~調印した福岡県ごち網漁業の佐賀県海域入漁に対する附帯事

項として次のことを定める。

- 1 覚書第1条に規定する入漁区域の線は、~~令和6年~~令和7年9月16日から~~令和6年~~令和7年11月15日まで暫定措置として土器崎から小川島西端見通し線の延長とする。
- 2 この協定に違反した入漁者に対しては、次のとおり処分するものとする。
 - イ 協定区域外の佐賀県海域に侵入した者は、その日から特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ロ 同一漁業組合の者が3件以上区域外侵入した時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ハ 佐賀県漁船の漁業を妨害（佐賀県ごち網、釣、延縄漁業等を包囲したり、漁具に被害を与えたりする等）した者は、その日以降その者の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ニ 同一漁業組合の者が3件以上佐賀県漁業の妨害をした時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
- 3 漁業許可証

覚書第2条3のイ及び附帯事項2のロ及びニに該当する義務の怠慢または違反があった時は、その者の所属する組合に割り当てられた全部の漁業許可証及び入漁標識旗をともに没収するものとする。

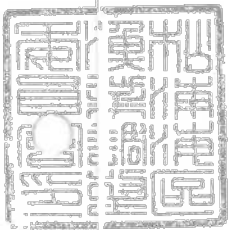
本図は、海図No.179より
写図を行い作成した。

資 料 4

(第22期第4回筑肥連調委)
(令和7年2月4日)



福岡佐賀いかかご漁業協定書



令和6年1月12日

協 定 書

令和6年1月12日佐賀県唐津市新興町23番地「唐津市近代図書館」において開催された第39回筑肥漁場協議会で、福岡・佐賀両県漁民のいかかご漁業の操業について協議し、漁業秩序の維持と円満な操業を図るため下記のとおり協定する。

記

1 操業区域

いかかご漁業の操業については、従来の操業実績を勘案の上、佐賀県漁民の操業する区域を包石・名島本島見通し線に接するA区域及びB区域とする。

A区域（点ア・イ・ウを順次に結ぶ三角区域）

点ア 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

点イ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線の延長線との交点

点ウ 包石・名島本島を結んだ線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線との交点

B区域（点㊦・㊧・㊨を順次に結ぶ三角区域）

点㊦ 包石・名島本島を結んだ線（A）、唐津市鎮西町松島北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ線の延長線（B）、及び糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端（※注1）と糸島市志摩野北碓石崎のタカリ（※注2）を結んだ線の延長線（C）の3線（A. B. C）の交点

点㊧ シイネ西端

点㊨ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

2 操業期間

福岡県 2月10日から4月30日まで

佐賀県 2月 1日から4月30日まで

なお、いかかごの標識（ウケ）に船名を明記し、操業上相互に支障のないように努めるものとする。ただし、2月5日までに漁具を完全に撤去することを条件として、1で定めた区域より若干東側の区域における操業を認めるものとする。

3 有効期間

この協定書の有効期間は令和6年2月1日から1年とし、翌年の漁場行使については漁期前に協議の上決定する。ただし、この協定書の有効期間の満了日の2ヶ月前までに、関係者から改廃の申し出がない場合は、更に1年間に限り延長するものとする。

この協定書は2通作成の上、それぞれ保管するものとする。

令和6年1月12日

筑肥漁場協議会

福岡県代表

筑前海区漁業調整委員会

委



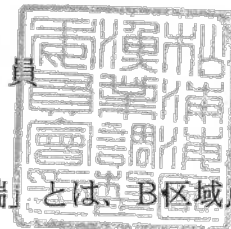
坂本政彦



佐賀県代表

松浦海区漁業調整委員会

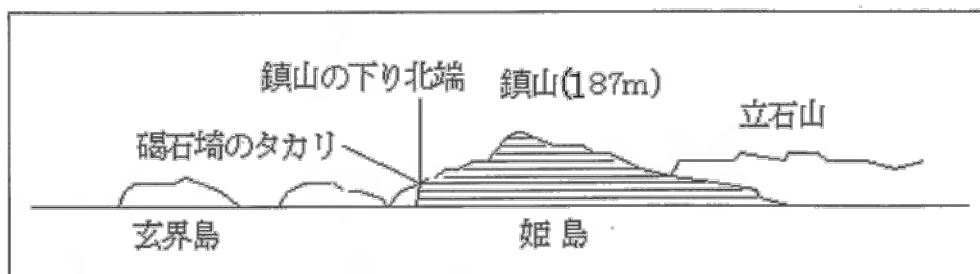
委



坂本安則



※注1 「糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端」とは、B区域点⑦から糸島市志摩姫島をながめ、下図に示す点をいう。



※注2 「糸島市志摩野北碓石埼のタカリ」とは、糸島市志摩野北彦山（232メートル）から北西方向距離約600メートルの高頂をいう。

